

自動両替機内の金銭（邦貨と外貨）所有権の帰属と信託の成立

【文 献 種 別】 判決／大阪高等裁判所

【裁判年月日】 令和 4 年 5 月 27 日

【事 件 番 号】 令和 3 年（ネ）第 2606 号

【事 件 名】 両替準備金等返還請求控訴事件

【裁 判 結 果】 棄却

【参 照 法 令】 民法 646 条、破産法 62 条、信託法 25 条・34 条・37 条、警備業法 2 条

【掲 載 誌】 判タ 1508 号 54 頁

◆ LEX/DB 文献番号 25595320

明治学院大学教授 伊室亜希子

事実の概要

Xらは、破産手続開始決定前のAとの間で、両替機管理運営委託契約（本件契約）を締結し、両替準備資金を交付していたところ、本件契約が信託契約であるから、両替準備資金により両替機内に装填されていた両替金（邦貨）及び外貨（本件金員）は信託財産であり、破産法 62 条の取戻権の対象となると主張して、Aの破産管財人Yに対し、不当利得返還請求権として、邦貨の残金及び遅延損害金、信託契約終了に基づく引渡請求権として、外貨の引渡しを求めた。

原審（大阪地判令 3・10・28 令和 3 年（ワ）第 938 号、ウエストロー・ジャパン）は、Xらの請求をいずれも棄却し、これを不服とするXらが控訴した。

Xらは、取戻権の対象となる理由として、本件金員の所有権がXらに帰属するとの主張を主位的なものとして追加し、信託財産であるとの主張を予備的なものとする旨控訴理由書で主張した。さらに、Xらは、外貨に係る代償請求及び遅延損害金の支払請求へと、訴えを交換的に変更した。

本件契約には業務の再委託条項があり、業務の具体的内容や遂行方法はすべて再受託者がそれぞれ定めるところによるもの等定めた本件業務内容条項があり、Aは、金銭運搬等業務及び両替機管理業務を再受託者Nに再委託していた。

判決の要旨

控訴棄却。

1 Xらの主位的主張（所有権）についての判断

(1) 本件業務内容条項は、本件契約に基づく

Aの債務の履行方法について定めたもので、「AとXらとの間における両替金や両替準備資金等の所有権の帰属が、AとNらとの間の契約内容によって定めることを定めたものとも認められない。」

(2) 警備業法 2 条 1 項柱書の文言は、「他人の需要に応じて行うものである限り、その警備輸送の目的物の所有権が受託者に帰属する場合があることを否定するものではない。金銭は、特別の場合を除いては、物としての個性を有せず、単なる価値そのものと考えるべきであり、価値は金銭の所在に随伴するものであるから、金銭の所有者は、特段の事情のないかぎり、その占有者と一致すると解すべきであり、また金銭を現実に支配して占有する者は、それをいかなる理由によって取得したか、またその占有について正当づける権利を有するか否かに拘わりなく、価値の帰属者即ち金銭の所有者とみるべきものである（引用判例①参照）。」本件において「特に物としての個性が重要であることを窺わせるような特段の事情は見当たらない。」本件金員の所有権自体はNにあるのであり、「委託者であるAに本件金員の所有権があることを前提として、本件業務内容条項によりXらに本件金員の所有権がある旨のXらの主張は、その前提を欠くものである。」

(3) 本件契約上、「Aの義務や責任が減免されていることは、委託業務の対象物の所有権がXらに帰属すると解する理由にはならない。」

(4) 「外貨も金銭であり、本件各契約上、本件金員のうち外貨について特に個々の紙幣等の個性が重要であることを窺わせるような事情は見当たらないから、占有者以外の者に外貨の所有権が帰

属すると解すべき理由はない。」

(5) 省略。

本件金員いずれについてもXらに所有権があるとは認められないから、Xらの主位的主張（所有権）は理由がない。

2 Xらの予備的主張(本件保管金の信託財産性)についての判断

(1) 信託契約の性質等について(原判決引用)

「単に受任事務に関して契約が交わされ、受任者が受領する金員の使途及び目的が合意されているのみをもって信託契約が成立すると解することは相当ではない。」「信託契約の成立には、契約当事者間に分別管理義務の設定について明示的な合意があるか、少なくとも受託者が託された財産を確保する上で必要な特定性及び独立性をもった管理、保管を行う義務を負うことを基礎づける事実について当事者間に合意があるなど、同義務の設定されることが契約上予定されていることを要するものと解される。(引用判例④、⑤各参照)」

(2) 本件契約の信託契約該当性について(Xらの補充主張を踏まえて、原判決を補正するほかは、原判決引用)

「XらとAが、本件各契約においてAの分別管理義務を定めたということはできず、「Aの分別管理義務の設定されることが本件契約上予定されていたともいい難い。」

「本件各両替機内に本件金員が物理的に他から隔絶された状態で存在することや両替機内の金員の出入りについてXらに報告されることは、本件各両替機の運営業務の遂行のために設けられた仕組みである。」したがって、当該仕組みのみから、本件契約において「Aに本件金員の保全義務を生じさせるに足りる独立性、特定性がただちに生じるとまではいい難い。」(以下、省略)

(2)-2 本判決での追加部分

「両替準備資金は、振込用口座に入金されていた他の金員と混然一体となって、Aの資金として利用することができる状態になっていたものであり、その後、Aが「N名義の指定口座に入金したとしても」、「これによりXらとAとの間で信託契約が成立したということとはできない。」また、AとNとの再受託契約において、信託契約を締結する意思があったと認めることはできない。

信託法34条1項2号ロは、「当該内容を満たすような分別管理がされておれば、当然に信託契

約であると認めるべきことを定めた規定ではない。」信託財産ではなくても、本件各両替機の運営業務のために計数上把握することができる仕組みを設けることは十分あり得ることやAが同法37条1項の信託財産に係る帳簿を作成していないことを併せ考慮すると、「当事者間において、本件各両替機内の本件金員をAの固有財産とは区別して委託者であるXらの信託財産として分別管理する意思があったことを認めるに足りるものではない。」

Xらの各主張はいずれも採用することができない。

判例の解説

一 本件金員の所有権の帰属

1 金銭所有権の帰属——占有＝所有法理

本件は控訴審であり、両替機内の両替金の所有権の帰属が主たる争点となった。

Xらは本件契約の条項や警備業法2条1項の文言などからXらに本件金員の所有権が帰属すると主張した。しかし、判例では、金銭所有権については、特段の事情がある場合を除いて、占有のあるところ所有ありとする(引用判例④最判昭39・1・24判タ160号66頁)。本件では、両替準備資金は、XらからAの口座(専用口座ではない)、さらにNの口座に振り込まれ、Nが両替金を、両替機に装填し、両替機内の金銭はNが回収して、Aに返金又は配達、さらにAがXらに返金という流れで移転する。占有の移転に伴って、金銭所有権が転々移転することになるが、両替機内の金銭はNが占有し、Nに両替機内の金銭の所有権が帰属するとされた。Xらが主張の前提としたAの所有権帰属をも否定したことになる。

2 特段の事情の有無

どういう場合に特段の事情が認められるか。2つの判例(②最判平23・12・15民集65巻9号3511頁¹⁾、③最判平4・4・10家月44巻8号16頁²⁾)を取り上げる。

②で、特段の事情が認められるのは、取立金として保管されている金銭という性格付けがあることと特定性があることである³⁾。③は、相続財産の管理のための占有であり、「A遺産管理人Y」名義で預金され、特定性も満たしていた。②③では、管理のための占有で、保管金といった性格付

けがなされ（保管中は金銭の特殊性の前提である高度の流通性がない）、物として特定性がある、ということが特段の事情を認める理由といえそうである。

ところで、本件とは異なり、契約で本件金員の所有権がXらに帰属すると定めていたとして、その合意は有効なのか。また有効だとして、第三者に対抗できるのかが問題となる。

占有＝所有法理によれば、占有と所有が分離するのは特段の事情がある場合のみとなるが、単に所有権帰属の合意では特段の事情にあたらぬ。上記のように金銭の性格付けや特定性が要求されると解される。

本件についてみると、払出しカセット内の両替金は、両替金という商品＝物といえるし、外貨も日本国内での流通性を考えると、高度の流通性があるとはいえず、日本国内では物といってもよさそうである。②③より「物」の要素が強い。受取カセット内の受取紙幣は、一時的に管理のための占有がされている。これら金銭は、両替機の中にあることに着目すれば、特定性も満たしている。

しかし、問題は、占有が転々移転する金銭の事案において、ある特定の場面のみを取り上げて（両替機内の金銭だけを取り上げて）、占有＝所有法理を適用して、特段の事情を論じることの意味があるのかということである。本件契約を通じて一貫した所有権の帰属を論じないと、本件金員はNの所有としたところで、その金銭が別の占有下に移れば、別の結論となり、事案の最終的な解決にならない。

3 物権的優先効を認める説

受任者Aが委託者Xから金員を預かったまま破産すると、占有＝所有法理のもとでは、当該金員は受託者の破産財団に組み込まれる。金員の所有権（取戻権）を主張できない。それに対して、金員を用いて受任者が委託者の名で何かを購入していた場合、例えば、ジュース自動販売機で、ジュース缶（商品）を仕入れていたとすれば、ジュース缶に対して委託者が所有権（取戻権）を主張しうることとなる。

このように、一定の状況下では、金銭所有権に他の有体物所有権とくらべてより弱い保護しか与えないこととなり、このアンバランスに対して、金銭回復に関しても何らかの範囲で物権的優先効を認めるべきという議論がある（「価値所有権」と

いう概念が用いられる）⁴⁾。

端的に委任契約自体から委任者の金銭所有権を認める説もある⁵⁾。

委任者に金銭（価値）所有権を認める学説においても、単に金銭所有権をXらに帰属させるという契約内容だけでは不十分であり、分別管理がされていて、特定性が維持される限りで、委託者Xらに金銭所有権が認められることになる。また特定性が維持されれば、第三者に対抗できることにもなると解される。

二 信託の成立

1 信託構成のメリット

Xらが信託の成立を主張する理由は、信託財産の独立性にある。Aが受託者とされる場合には、信託財産に属する財産は、破産財団に属しない（信託法25条1項）。また、信託成立が認められれば、信託財産がXからAの預金口座に振り込まれて後、両替準備資金、両替金として転々形がかわっても、信託財産の物上代位性（同法16条）によって、信託財産の特定性が維持される限りにおいて、信託財産として扱われ、一貫して受託者の所有に属することにもメリットがあると解される。

2 信託設定意思の有無

当事者が信託を設定するには、委託者が信託を設定する意思（信託設定意思）を有していることが必要である（同法2条1項、3条1号）⁶⁾。本件では、明示的に信託契約として合意がなされたものではなく、信託設定意思として何が必要か問題となる。

本判決では、信託契約の成立には、契約当事者間に分別管理義務の設定について明示的な合意があるか、少なくとも分別管理義務の設定されることが契約上予定されていることを要すると判示し、本件ではそれらを満たしていないとして信託の成立を否定した。

すなわち、信託契約と認定するメルクマールは、契約時に分別管理義務の設定が少なくとも契約上予定されていたかである（同法34条）。学説でも、信託設定意思として分別管理義務の設定を要するとする説がある⁷⁾。

3 引用判例

本判決が引用している判例（改正前の信託法に基づく）は、④最判平14・1・17民集56巻1号20頁（信託成立肯定）、⑤大阪高判平20・9・24

判タ 1290 号 284 頁（信託成立否定）である。しかし、④は、信託設定意思としての分別管理義務の設定ということを直接には語っていない。前渡金が公共工事の必要経費以外には支出されないことを確保する仕組みが採られており、その前渡金の保管管理の仕組みの構築が当事者の合意内容であると解することができ、信託と認定されることの解釈如何である⁸⁾。⑤は「分別管理がなされることが当事者間で予定されていたということを認めることはできない」として信託成立を否定した。分別管理をさせる意思を重視しているのは、⑤であり⁹⁾、本判決は、④ではなく、直接には⑤を参照している。本判決は、⑤をさらにすすめて分別管理「義務の設定」としている。

4 分別管理義務の認定

同法 34 条 1 項 2 号口は、金銭は、「その計算を明らかにする方法」で足りるとする規定だが、本件場合はそれでは足りないとし、A が同法 37 条 1 項の信託財産に係る帳簿を作成していないこともあわせて分別管理する意思がなかったと判示している。

黙示の信託については、信託財産に係る帳簿の作成を期待できないし、分別管理義務ばかりを強調するのではなく、④のように、当事者が当初認識していなかった信託については、両替準備金がそれ以外には支出されないことを確保する仕組みが採られており、その両替準備金の保管管理の仕組みの構築が当事者の合意内容となっている場合に信託を認めるが、そこまでの仕組みが採られていないので（専用口座でもなく、他の金員と混然一体となって、A の資金として利用することができる状態であった）、信託が認定されないということではよいのではないか。「受任者が受領する金員の用途及び目的が合意されているのみ」ではなくて、「受任者が受領する金員が信託の目的以外には使用されないという用途管理の合意」が信託の成立には必要であり、倒産隔離という物権的效果を享受するためには、他の債権者が信託財産を受託者の責任財産として期待しない程度の分別管理によって信託財産の特定がされていることが必要だと解される¹⁰⁾。

5 まとめ

判決に結論は賛成だが、理由付けは異なる。両替準備金は、最初に X から A の口座に振り込まれた時に、A の資金として利用できる状態に

なっていたということで、両替準備金がそれ以外には支出されないことを確保する仕組みが採られていなかったため、信託は成立しない。計数上把握できることになっていた（分別管理がされていたともいえる）のでは、第三者が A の責任財産として期待しない程度の分別管理がされていたとはいえない。

また本件契約で X らの価値所有権（金銭所有権）を認めるべきとの立場にたっても、結局は、分別管理がされて、金銭の特定性が維持されることが必要であると解する。両替機内だけを取り上げて判断というのは、この事案にはふさわしくなく、一連の金銭の流れで一貫して X 所有か A 所有かということ判断すべき（本件は特定性が維持されない）と解する。

●——注

- 1) 民事再生手続における商事留置権の判例で、取立委任を受けた約束手形につき商事留置権を有する者は、当該約束手形の取立てに係る取立金を債務者の所有する物として留置できるとした。
- 2) 大村敦志＝沖野眞己編『民法判例百選Ⅲ〔第3版〕』（有斐閣、2023年）67事件・136頁〔道垣内弘人〕。共同相続人の1人Yが相続開始時に存した金銭を相続財産として保管している場合で、遺産に属する金銭は、遺産分割前には共同相続人の共有となり、遺産分割の対象となる。
- 3) 田中秀幸・最判解民平成23・下（2014年）782頁。
- 4) 四宮和夫「物権的価値返還請求権について」我妻栄追悼『私法上の新たな展開』（有斐閣、1975年）199～200頁。加藤雅信『財産法の体系と不当利得法の構造』（有斐閣、1986年）668頁。広中俊夫『物権法〔第2版〕』（青林書院、1987年増補版）257頁。
- 5) 道垣内弘人『信託法理と私法体系』（有斐閣、1996年）204頁。
- 6) 道垣内弘人『信託法〔第2版〕（現代民法別巻）』（有斐閣、2022年）54頁。
- 7) 道垣内・前掲注6）56頁。
- 8) 沖野眞己「公共工事請負前払金と信託」『民法学における法と政策』（有斐閣、2007年）411頁。中村也志・最判解民平成14・上（2005年）27頁参照。
- 9) 道垣内・前掲注6）57頁注74でも、分別管理義務の設定を信託設定意思ととらえる判例として、④をあげているのみである。
- 10) 拙稿「預り金の信託的管理」『信託法の新展開』（商事法務、2008年）67頁以下。拙稿「判評」明治学院大学法律科学研究所年報30号（2014年）246頁以下。

* 本判決の評釈として、團濶子・信託フォーラム19号（2023年）136頁。